

令和 7 年度 第 2 回

玉野市国民健康保険運営協議会資料

(令和 8 年 2 月)

玉野市市民生活部保険年金課

目 次

○国民健康保険料の概要	P 2
○諮問事項（玉野市国民健康保険条例の改正）	P 3
1 賦課限度額の引き上げ	P 3
2 軽減判定基準の引き上げ	P 8
3 子ども・子育て支援納付金賦課分の導入	P 9
4 入国初年度の外国人に係る国民健康保険料の取り扱い	P12
○報告事項（令和 8 年度国民健康保険事業費納付金等）	P13

○国民健康保険料の概要

諮問事項、報告事項の前提となる国民健康保険料の概要は以下のとおり。

現制度において保険料は、「基礎賦課分」「後期高齢者支援金等賦課分」「介護納付金賦課分」から構成され、国保加入者の所得や人数などに応じて世帯単位で決まる。

基 礎 賦 課 分	国民健康保険の被保険者である世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定	所得割	世帯の被保険者の所得に応じて計算
		均等割	世帯の被保険者一人につきいくらと計算
		平等割	一世帯いくらと計算
後期高齢者支援金等賦課分	後期高齢者医療制度を支える目的で若い世代が加入する他の医療保険制度が負担すべき費用	所得割	世帯の被保険者の所得に応じて計算
		均等割	世帯の被保険者一人につきいくらと計算
		平等割	一世帯いくらと計算
介 護 納 付 金 賦 課 分	40歳以上65歳未満の介護保険2号被保険者の介護保険料に相当する納付金を納めるための費用	所得割	世帯の被保険者の所得に応じて計算
		均等割	世帯の被保険者一人につきいくらと計算
		平等割	一世帯いくらと計算

○諮問事項（玉野市国民健康保険条例の改正）

1 賦課限度額の引き上げ（第16条の5関係）

（1）賦課限度額とは

国民健康保険料のうち、所得割は被保険者世帯の所得額に料率を乗じて算定するものであるが、所得が多ければ多いほど保険料が上がり続けることとなる。保険料負担は、負担能力に応じた公平なものとする必要があるが、受益者負担の考えからすると、受ける医療の多寡に関わらず、所得が高い人の負担が大きくなり過ぎることから、保険料負担の上限額が設けられている。

なお、国民健康保険法により、保険料の賦課及び徴収に関する事項は国民健康保険法施行令（以下「政令」という。）で定める基準に従って各保険者が条例で規定することとなっている。

（2）現状及び国による改正の内容

被保険者の年齢構成の高齢化や医療の進歩等により医療費が増える中（5ページ、6ページ：資料1参照）、被保険者の所得が十分に伸びない状況で賦課限度額を据え置いた場合（7ページ：資料2グラフ青線）、高所得層の負担は変わらないが、中間所得層の負担が重くなる。

保険料負担の上限を引き上げれば（7ページ：資料2グラフ赤線）、高所得層の負担がより大きくなるが、保険料負担の公平性の確保や中間所得層の被保険者に配慮した保険料の設定が可能となるため、政令改正により下表のとおり賦課限度額を引き上げられる。

※政令で定める賦課限度額

	現 行	改正後	引上げ額
基 礎 賦 課 分	66 万円	67 万円	1 万円
後 期 高 齢 者 支 援 金 等 賦 課 分	26 万円	26 万円	—
介 護 納 付 金 賦 課 分	17 万円	17 万円	—
合 計	109 万円	110 万円	1 万円

別途、令和8年度から子ども・子育て支援納付金賦課分を導入（詳細は9ページからの「諮問事項3」に掲載）し、賦課限度額は3万円。これを含めると賦課限度額合計は113万円となる。

※直近の賦課限度額の推移

年度	基礎賦課分	後期高齢者支援金等賦課分	介護納付金賦課分	合 計	引上げ額
H 2 9	5 4 万円	1 9 万円	1 6 万円	8 9 万円	－
H 3 0	<u>5 8 万円</u>	1 9 万円	1 6 万円	9 3 万円	4 万円
R 0 1	<u>6 1 万円</u>	1 9 万円	1 6 万円	9 6 万円	3 万円
R 0 2	<u>6 3 万円</u>	1 9 万円	<u>1 7 万円</u>	9 9 万円	3 万円
R 0 3	6 3 万円	1 9 万円	1 7 万円	9 9 万円	－
R 0 4	<u>6 5 万円</u>	<u>2 0 万円</u>	1 7 万円	1 0 2 万円	3 万円
R 0 5	6 5 万円	<u>2 2 万円</u>	1 7 万円	1 0 4 万円	2 万円
R 0 6	6 5 万円	<u>2 4 万円</u>	1 7 万円	1 0 6 万円	2 万円
R 0 7	<u>6 6 万円</u>	<u>2 6 万円</u>	1 7 万円	1 0 9 万円	3 万円

(3) 本市の方針

政令で定める額により、玉野市国民健康保険条例において賦課限度額を引き上げる改正を行うこととする。

なお、改正に伴う本市における影響（令和7年度ベース）は下表のとおりである。

※賦課限度額に該当する世帯所得額

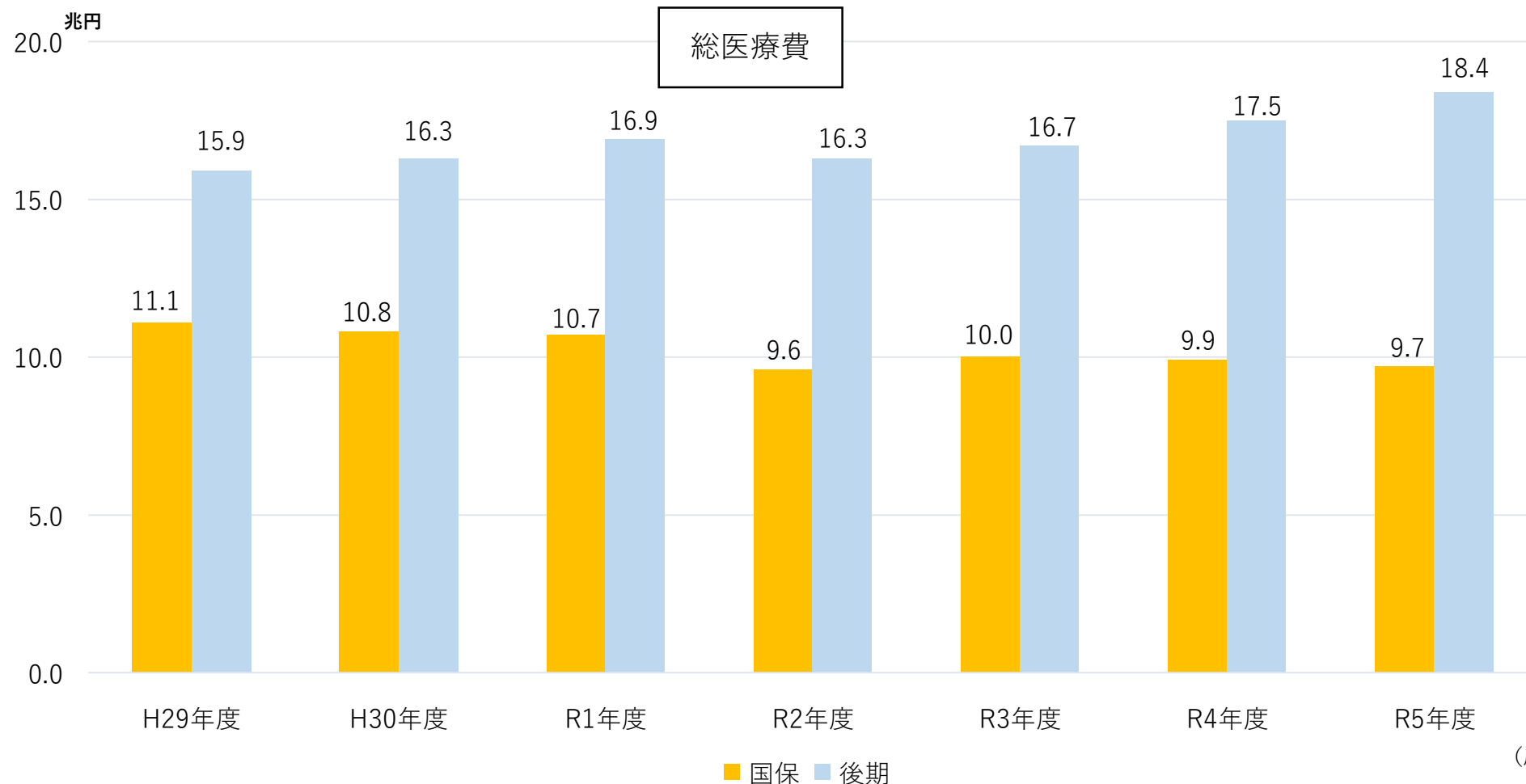
世帯員数	現 行（限度額 1,090,000 円）	改正後（限度額 1,100,000 円）
1 人	8, 8 3 3, 4 0 0 円	8, 8 3 3, 4 0 0 円
2 人	8, 5 4 3, 7 0 0 円	8, 5 4 3, 7 0 0 円
3 人	8, 2 5 4, 1 0 0 円	8, 2 5 4, 1 0 0 円
4 人	7, 9 6 4, 4 0 0 円	7, 9 6 4, 4 0 0 円
5 人	7, 6 7 4, 8 0 0 円	7, 6 7 4, 8 0 0 円
超過世帯	6 5 世帯	6 5 世帯

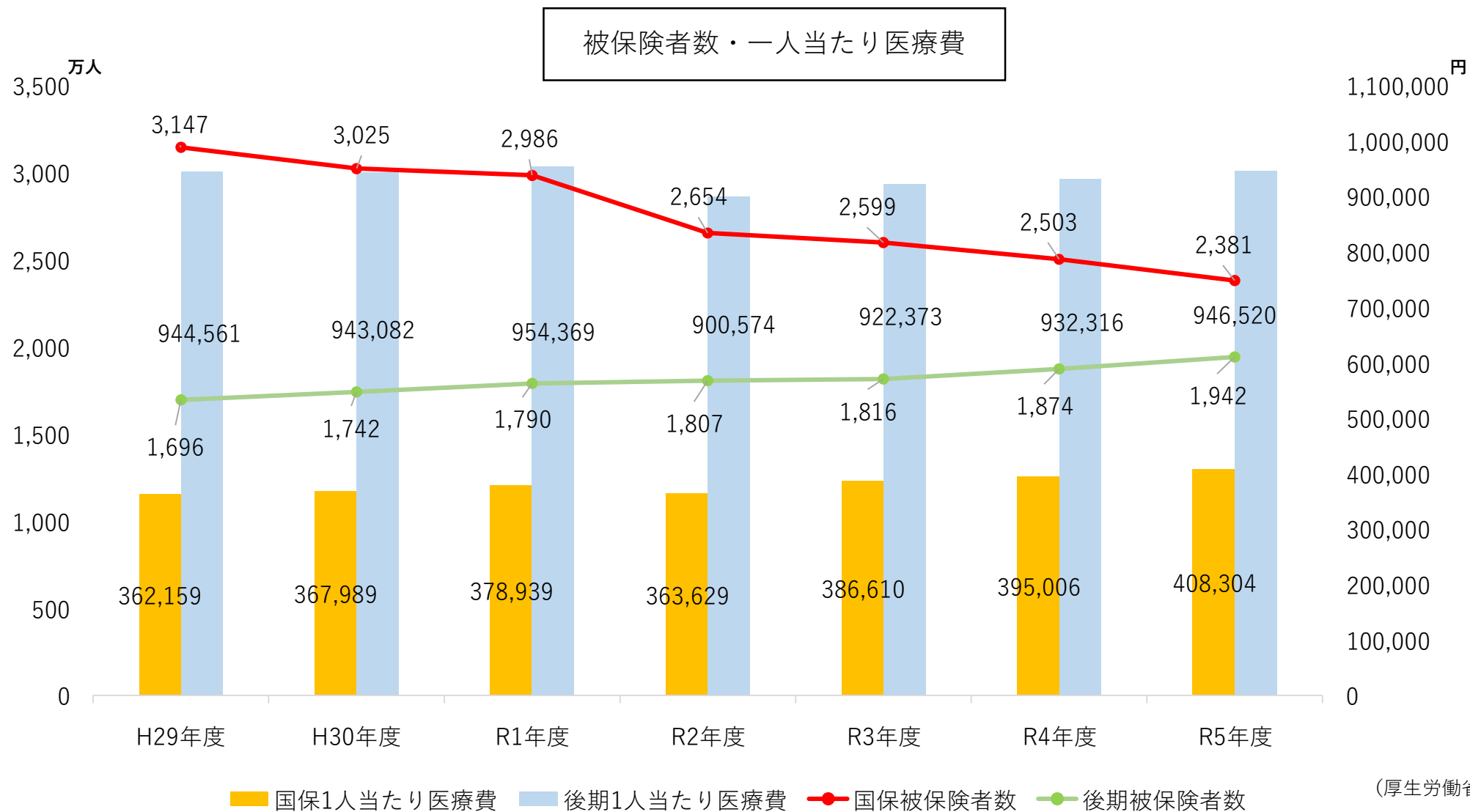
※基礎賦課分の賦課限度額の引き上げのみでは所得に対しての増額が影響しない。

国保及び後期高齢者医療における医療費推移

近年では、国保の場合、被保険者数の急激な減少に伴い総医療費も減少しているが、1人当たり医療費は増加している。なお、後期高齢者医療では被保険者数の増加に伴い総医療費も増加。1人当たり医療費はコロナ禍で一時減少したが、以降は増加している。

資料 1



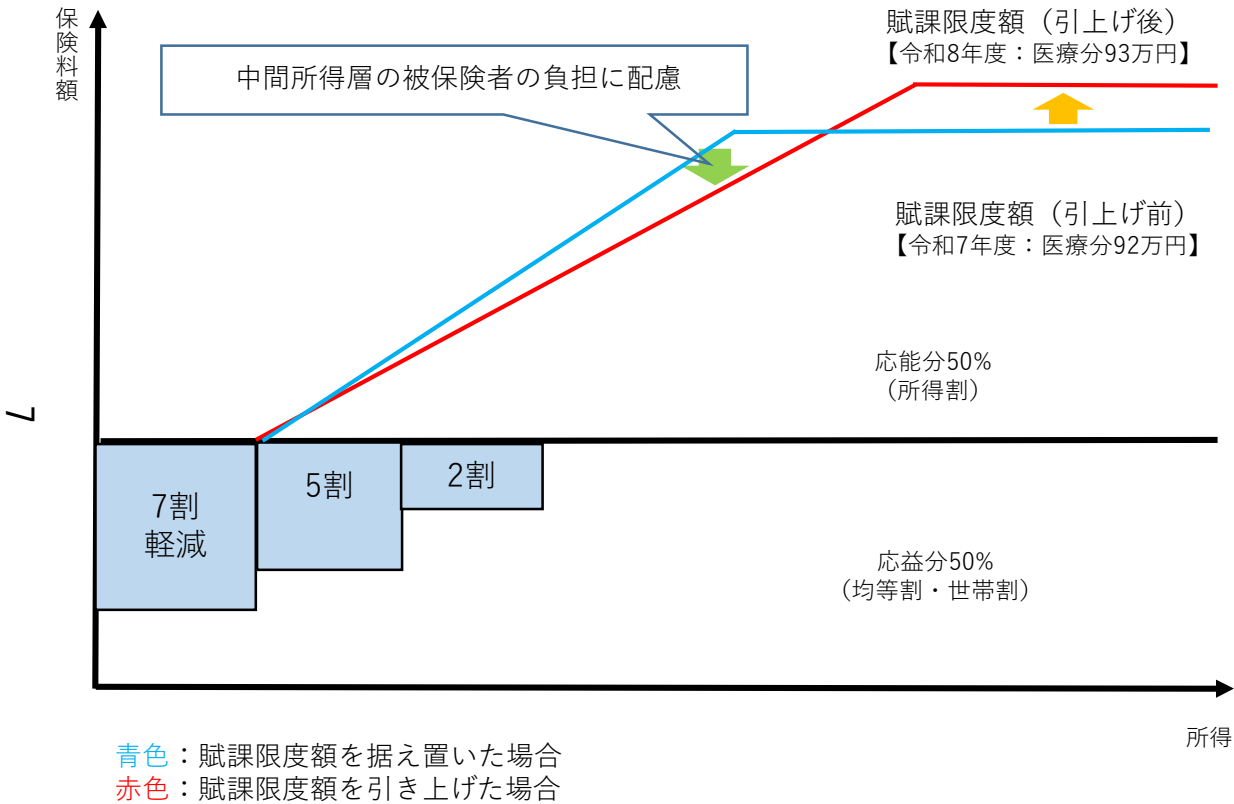


増減割合：国保1人当たり医療費 (R5)408,304円／(H29)362,159万円＝112.7% 国保被保険者数 (R5)2,381万人／(H29)3,147万人＝75.7%
 後期1人当たり医療費 (R5)946,520円／(H29)944,561万円＝100.2% 後期被保険者数 (R5)1,942万人／(H28)1,696万人＝114.5%

令和8年度に賦課限度額の引き上げを行った場合

資料 2

保険料負担の上限を引き上げると、高所得層に多く負担いただくこととなるが、中間所得層に配慮した保険料の設定が可能となる。



●賦課限度額の引き上げ（令和8年度）

	医療分 (計)	基礎賦課 分	後期高齢者 支援金等賦課 分	介護納付金 賦課分	合計
引き上げ前	92万円	66万円	26万円	17万円	109万円
引き上げ後 (引き上げ幅)	93万円 (+1万円)	67万円 (+1万円)	26万円 (増減なし)	17万円 (増減なし)	110万円 (+1万円)

●限度額該当世帯の割合（令和8年度（推計））

前年度（R7）	1.37%
引き上げ前（R8）	1.45%
引き上げ後（R8）	1.43%

※賦課限度額（医療分）に達する収入及び所得（給与収入又は年金収入を有する単身世帯で試算）
（基礎賦課分＋後期高齢者支援金等分）

【令和7年度】 給与収入約1,160万円／年金収入約1,160万円 【令和8年度】 給与収入約1,170万円／年金収入約1,170万円
（給与所得約970万円／年金所得約970万円） （給与所得約980万円／年金所得約980万円）

（厚生労働省資料より）

2 軽減判定基準の引き上げ（第20条の2関係）

（1）保険料が軽減される場合

世帯主（世帯主が国保加入者でない場合も含む）及びその世帯の国保加入者の所得が少ない場合は、基準に応じて保険料の均等割・平等割が2割、5割、7割軽減される。軽減に係る判定基準も政令によって定められており（法定軽減）、これに従い各保険者が条例で規定している。

（2）国による改正の内容

法定軽減のうち2割軽減、5割軽減の対象となる所得基準額を引き上げるよう政令を改正し、低所得層に対する保険料軽減の対象世帯の拡大を図る。

なお、軽減判定所得は物価上昇による年金収入増などで、これまで軽減を受けていた被保険者が軽減対象から外れないように、近年引き上げが続いている。

2割軽減対象となる所得基準の引き上げ

（現 行） 基礎控除額43万円 + 56万円 × 被保険者数

（改正後） 基礎控除額43万円 + 57万円 × 被保険者数

5割軽減対象となる所得基準の引き上げ

（現 行） 基礎控除額43万円 + 30万5千円 × 被保険者数

（改正後） 基礎控除額43万円 + 31万円 × 被保険者数

※新旧いずれも給与所得者等が2人以上の場合は（所得者数－1人）×10万円を加算

（3）本市の方針

政令で定める額により、玉野市国民健康保険条例において軽減判定基準額を引き上げる改正を行うこととする。

3 子ども・子育て支援納付金賦課分の導入

(第12条第4号、第16条の11～第16条の15関係)

(1) 子ども・子育て支援金制度の創設

社会連帯の理念を基盤に、子どもや子育て世帯を、全世代・全経済主体が支える仕組みを構築するため、子ども・子育て支援法等が改正され、子育てに係る経済的支援の強化、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置が講じられる。

その中で、子ども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計が創設されるとともに、児童手当等、法律で定めたこども・子育て世帯向けの給付に充てるための子ども・子育て支援金制度が創設される。

(2) 国の制度内容

国は国民健康保険法をはじめとした医療保険各法等の改正により、医療保険者から子ども・子育て支援納付金を徴収することとする。医療保険者が被保険者等から徴収する保険料に納付金の納付に要する費用（子ども・子育て支援金）を含めることとし、被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康保険等における低所得者軽減措置等を定める。

(3) 国民健康保険制度において

従来からの基礎賦課分、後期高齢者支援金等賦課分、介護納付金賦課分に加え、政令改正により「子ども・子育て支援納付金賦課分」が導入される。

基 礎 賦 課 額	それぞれにおいて 所得割・均等割・平等割	
後期高齢者支援金等賦課額		
介 護 納 付 金 賦 課 額		
子ども・子育て支援納付金 賦課分	所得割	
	均等割 ※1	(世帯に属する被保険者数に応じて賦課)
	18歳以上均等割 ※2	(世帯に属する18歳以上被保険者数に応じて 賦課)
	平等割	

※1「均等割」は18歳未満も含めた全被保険者に対して賦課

※2「18歳以上均等割」は18歳以上被保険者のみに対して賦課

18歳未満被保険者（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子ども＝高校生年代）に賦課される均等割額（保険料の軽減（低所得者・未就学児・産前産後）がある場合は、その減額後の均等割額）については、全額軽減を行うこととしており、当該軽減に要する費用は、18歳以上被保険者に対して18歳以上被保険者均等割額を賦課することにより、賄うこととなる。



(次頁にイメージ図)

18歳未満被保険者に係る子ども・子育て支援金賦課分の均等割10割軽減の仕組み

(18歳未満被保険者)

$$\text{保険料} = \text{所得割額} + \text{平等割額} + \text{均等割額}$$

18歳未満均等割
軽減額の総額

18歳以上
被保険者数

18歳以上
均等割額

(18歳以上被保険者)

$$\text{保険料} = \text{所得割額} + \text{平等割額} + \text{均等割額} + \text{18歳以上均等割額}$$

子ども家庭庁資料より抜粋

子ども・子育て支援金 医療保険加入者一人当たり平均月額試算

	加入者一人当たり支援金額		
	令和8年度見込額	令和9年度見込額	令和10年度見込額
全制度平均	250円	350円	450円
被用者保険	300円	400円	500円
協会けんぽ	250円	350円	450円
健保組合	300円	400円	500円
共済組合	350円	450円	600円
国民健康保険 (市町村国保)	250円	300円	400円
後期高齢者 医療制度	200円	250円	350円

子ども家庭庁資料より抜粋

国民健康保険料の年額試算例

モデルケース		従前	子ども・子育て支援金導入後	差	割合
1	夫婦（ともに30代） 子ども（中学生1人、小学生1人） 夫:給与収入400万円 妻:収入なし 子ども子育て支援金対象：2人	395,450円	405,113円	9,663円	102.4%
2	単身世帯（50代） 給与収入200万円 子ども子育て支援金対象：1人	184,340円	188,843円	4,503円	102.4%
3	夫婦のみ 5割軽減対象世帯 夫70代（75歳未満）、妻60代（65歳以上） 夫：年金収入200万円、妻：年金収入120万円 子ども子育て支援金対象：2人	94,350円	97,166円	2,816円	103.0%
4	単身世帯 70代（75歳未満） 7割軽減 年金収入120万円 子ども子育て支援金対象：1人	17,880円	18,456円	576円	103.2%

※基礎賦課分・後期支援金分・介護分は令和7年度料率、子ども子育て支援金分は令和8年度の県が示す標準保険料率（13 ページ参照）で試算

（3）本市の方針

政令で定める基準に従い、玉野市国民健康保険条例において、保険料の賦課額のうち、子ども・子育て支援納付金賦課分を規定することとする。

なお、基礎賦課分・後期高齢者支援金等賦課分・介護納付金賦課分と同様に、算定方式は所得割・均等割・平等割の3方式で、配分割合はそれぞれ100分の50・100分の30・100分の20とし、賦課限度額は3万円（3ページ参照）とする。

4 入国初年度の外国人に係る国民健康保険料の取り扱い

(1) 概要

国民健康保険制度においては、適正な在留資格を有し、日本国内に住所を有している外国人については原則同制度の被保険者としているところだが、被保険者の支え合いで成り立っている医療保険制度においては、全ての被保険者に適切に保険料を納付いただくことが重要である。

しかしながら、制度の理解不足などから保険料を未納のまま帰国してしまう外国人も存在しているため、今般、厚生労働省は国民健康保険料の適切な納付に資することを目的として、海外からの入国初年度の国民健康保険料については、通常の納期限から前倒して納付させる仕組み（前納）を導入する方針を決めた。初年度は前年の所得情報が取得できないため保険料が低くなることから、一括納付が可能となるとの判断である。

この方針では、加入している外国人被保険者の属性や規模等を踏まえて当該仕組みの導入を希望する自治体において、令和8年度保険料以降、任意で、条例を改正し導入するものとしている。

(2) 本市の方針

本市においては、外国人加入割合が低く（全国：4%、玉野市1%）、また、前納により保険料を徴収しても帰国や転出による還付処理の発生が多くなることが想定される等、高額な費用をかけてシステムを改修するメリットは低く、導入効果が薄いことから条例改正は見送ることとする。

なお、岡山県内他市町村においても同様の考え方となっている。

○報告事項（令和8年度国民健康保険事業費納付金等）

（1）概要

平成30年度から都道府県が国保の財政運営の責任主体を担っているが、国保財政の仕組みの中で、県は市町村ごとの国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」という。）を算定し、各市町村はこの納付金を県に納付することとなっている。納付金は各市町村の保険料の決定の大きな要素の一つとなっているもので、このたび令和7年度分の納付金額が決定された。

また、併せて、各市町村が令和8年度の保険料率を設定する際に参考とする標準保険料率について県から算定結果が通知されたことから、その内容について報告する。

※なお、県が示している標準的な保険料率の算定は、医療費水準や所得水準のほか、保険料収納率の差や保健事業に要する経費を賄う財源の相違、交付金の精算の影響等、市町村ごとの事情を反映している。

（2）納付金

①納付金総額（県計）：442億3,068万4,075円（対前年度比 △7億6,077万4,090円）

②市町村別の納付金額

市町村ごとの納付金額は、医療費水準や所得水準の差異、被保険者数を考慮して算定され、また、交付金の精算や制度改正に伴う交付金算定方法変更の影響等により差が生じる。なお、市町村は、市町村に交付される特別調整交付金等の公費等や保険料を財源として県に納付金を支払う。

③玉野市の納付金額：13億6,763万7,547円（対前年度比 △7,057万8,844円）

（3）標準保険料率

①市町村算定基準による標準的な保険料率

各市町村が任意に選択した算定方式（2方式、3方式又は4方式）や配分割合（所得割、資産割、均等割、平等割）により算定した参考料率

玉野市分	所得割	均等割	平等割
基礎賦課分	8.28%	25,028円	23,280円
後期高齢者支援金等賦課分	2.98%	9,121円	8,180円
介護納付金賦課分	3.06%	9,445円	7,367円
子ども・子育て支援納付金賦課分	0.29%	951円	938円

子ども・子育て支援納付金賦課分の18歳以上均等割：33円

②（参考）令和7年度玉野市国民健康保険料率

	所得割	均等割	平等割
基礎賦課分	7.60%	22,000円	21,300円
後期高齢者支援金等賦課分	2.90%	8,400円	7,900円
介護納付金賦課分	2.10%	7,100円	5,500円